

項番	問合せ例	回答
1	給付金の代理申請・受給はできますか。	以下の方は本人確認書類を添付の上、代理申請・受給が可能です。 1.給付対象世帯の世帯員 2.受給者の法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人等） 3.親族その他、平素から受給者の身の回りの世話をしている者 成年後見人が代理申請・受給をする場合には登記事項証明の写しが必要となります。 保佐人や補助人が代理申請・受給をする場合には公的給付の受領に関する代理権を証明できる書類が必要となります。 いずれも委任状は不要です。
2	給付対象の世帯主が死亡した場合、どうすればよいか。	【単身世帯の場合】 給付の対象外となります。 【複数人世帯の場合】 残りの世帯員の方が手続き可能です。
3	どうしても銀行口座が作れない場合どうすればよいか。	“やむを得ない”事情により口座振り込みが出来ない場合は窓口における現金給付を行う場合があります。 原則、口座振り込み。 早く受け取りたいから等の理由は“やむを得ない”とは判断できません 現金受取りの場合は以下の手続きが必要となります。 1.氏名・生年月日・住所・連絡先・口座振り込みが出来ない理由の聞き取りを行います。 2.申請書・確認書の口座名義人カナ欄に「現金受け取り希望」と記入いただきます。 3.受け取り方法の説明を受ける * 給付金の準備ができ次第、窓口にて支給いたします。
4	親元を離れて一人暮らしをしています。支給の対象になりますか。	・住民税が課税されている親族に税法上の扶養を受けておらず、都城市に住民票が登録されていれば支給対象です。 ・住民税が課税されている親族に税法上の扶養を受けている場合は支給対象外です。
5	世帯とは何が基準となるのでしょうか。	基準日（6月3日）時点で都城市の住民票に登録されている世帯です。
6	送られてきた書類の氏名に訂正があるのですが。	氏名を二重線で消していただき変更後の氏名を朱書きしてください。
7	引っ越してきたんですが、対象になりますか。	基準日（6月3日）時点で都城市に住民票が登録されており、支給要件を満たす場合は支給対象となります。
8	収入がなかった為、住民税の申告はしてませんでしたが申告が必要ですか。	申告が必要です。 申告の結果、支給要件を満たすこととなった場合には、申し出が必要となりますのでコールセンターまでお電話ください。